



神奈川県労働局 賃金室からのお知らせ

**神奈川県最低賃金が
令和4年10月1日から変わります!**

時間額 1,071円

(9月30日まで1,040円)

引上額 31円 引上率 2.98%

神奈川県最低賃金は、県内の事業場で働く、常用・臨時・パート・アルバイト等すべての労働者に適用され、使用者はこの金額以上を労働者に支払う必要があります。

次の賃金は最低賃金の対象となる賃金に含まれません。

- 1 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- 2 臨時に支払われる賃金
- 3 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
- 4 時間外、休日労働に対する賃金、深夜割増賃金

問合せ先 神奈川県労働局労働基準部賃金室又は各労働基準監督署
(賃金室) 横浜市中区北仲通5-57横浜第2合同庁舎8階
電話 045-211-7354